

「こども応援プロジェクト」助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人松江市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の交付する「こども応援プロジェクト」助成金については、社会福祉法人松江市社会福祉協議会助成金等交付規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成の対象等)

第2条 助成の対象は次のとおりとする。

助成対象事業	助成の目的	助成内容	助成金額
こども食堂 学習支援の場 こどもの居場所 その他助成の目的に沿った事業で会長が認めるもの	地域でこどもを見守る力を育て、こどもの未来を応援する	対象事業の運営にかか る経費 ・食材購入費 ・備品費 ・消耗品費 ・会場の光熱費 ・会場の賃借料 ・事業の広報費 ・その他	1事業者上限 50,000円 ・事業立上げ費用は除く ・予算の範囲内での助成とし、こどもの支援のための寄付金額が助成金額に達しない場合は助成しない

(交付の時期)

第3条 助成金は、助成対象事業者からの請求に基づき、事業の完了前であっても交付することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 2 月 1 日から施行する。